2 文財二第187号 令和2年12月4日

各都府県文化財主管課(室)長 殿

文化庁文化財第二課長

特別天然記念物カモシカの錯誤捕獲に係る留意点について(通知)

天然記念物行政については、日頃より格段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。本年10月、愛知県において、鳥獣の個体数調整に係る捕獲作業に従事していた方が、ニホンジカ・イノシシ用のくくりわなにより錯誤捕獲された特別天然記念物カモシカを放獣しようとした際、カモシカの角に刺され死亡する事故が発生しました。類似の事故を未然に防ぎ、安全かつ迅速に放獣を行うため、カモシカの錯誤捕獲に係る取扱について、以下に留意すべき点を記しました。ついては、下記内容について、貴都府県の鳥獣担当部局、林野担当部局にも共有のうえ、貴管下市区町村、狩猟者団体・森林組合等の関係団体、捕獲事業従事者等の関係者に周知を図るようお願い致します。

記

- 1. ニホンジカ、イノシシといった他の鳥獣を捕獲する目的で設置したわなに、目的外のカモシカが誤ってかかってしまった場合(カモシカが錯誤捕獲された場合)、当該カモシカを直ちにその場で放獣する行為は、保存に支障をきたす状態におかれた特別天然記念物を元の状態に復するものであり、安全かつ迅速に放獣するためやむを得ず一時的に人の管理下におく行為(保定用補助具による保定や麻酔薬の使用による不動化等)も含め、文化財保護法第125条第1項ただし書き(維持の措置)に該当し、文化庁長官による許可等を要しない旨御了知いただき、当該措置をとった場合は、市区町村の文化財担当部局へのすみやかな情報提供に努めること。
- 2. 都府県・市区町村の文化財担当部局おいては、カモシカの錯誤捕獲に係る情報提供からその事実経過等の情報の収集に努めるとともに、カモシカの錯誤捕獲及び同錯誤捕獲による事故を未然に防止するための基礎資料として活用に努めること。
- 3. カモシカが錯誤捕獲された場合に安全かつ迅速に放獣するため、放獣作業が困難となるような急傾斜地や尖った切り株・枝等がある場所でのわなの設置を避けるよう努めるとともに、わなの見回りは頻繁に行い、放獣作業は二人以上で行うこと。

- 4. 錯誤捕獲されたカモシカが極度に興奮して執拗に人に突きかかる場合等において、 やむを得ず人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲を行う場 合は、文化財保護法施行令第五条第四項第一号リの規定により、当該状況に応じ て都府県等の判断に委ねること。
- 5. カモシカが錯誤捕獲されるおそれがある場合は、安全かつ迅速に対処するため、 事前に都府県・市区町村の関係部局、地元狩猟者団体・森林組合等の関係団体、 捕獲事業従事者等の関係者による連絡・放獣体制の整備に努めること。
- 6. その他、カモシカに係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の関係法令の規定、環境省、農林水産省等の関係機関による通知、指導等については、その内容を遵守すること。

以上

本件担当:代表03-5253-4111 内2883

直通03-6734-2876

天然記念物担当:江戸、田中、柴田

事務担当 : 田井、広瀬

<参考> 文化財保護法関係法令

【文化財保護法】

- 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及 ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保 存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する 規則】

- 第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損 又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧 が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

【文化財保護法施行令】

第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからりまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等 (イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記 念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条第一

項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による 許可及びその取消し並びに停止命令

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

第六条

- 2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同上第三項において準 用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止 命令
 - イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)

【文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及 びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について】

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからルまで並びに令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第五三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第一八三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

Ⅱ 個別事項

- 九 令第五条第四項第一号リ関係
 - (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
 - (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。